

令和 7 年度事業評価の 評価結果

令和 8 年（2026 年） 3 月

1. 事業評価とは

行政の限られた経営資源を最適化するとともに、時代の変化をとらえて適切な改善につなげることを目的に、各所属が自ら事業の点検・評価を行い、自律的な見直し・改善を図る仕組み

2. 目的・評価方法

(1) 評価の目的

- ① 財源・人材・施設などの行政の限られた経営資源の最適化
- ② 時代の変化をとらえて適切な改善につなげる

(2) 評価（検証）の方法

- ① 評価シートを活用し、事業の実施背景、実績、コストなどを整理
- ② 実施背景の変化、初期の目的の達成状況、他市比較、持続可能性などを踏まえ、課題の有無を点検し、今後注視すべきポイントの設定もしくは、あるべき姿に向けた改善のアイデアに結び付ける

3. 事業評価の主な流れ

	項目	実施内容
(1)	対象事業の選定	事業評価の対象事業を選定【事務局】
(2)	自主点検	事業評価シートを活用し、事業の点検・評価を行い、改善のアイデアに結び付ける【各所属】
(3)	各所属との協議	事業評価シートを確認しながら、各所属へのヒアリングを実施し、評価（案）として整理【事務局】
(4)	評価決定	評価結果（改善の方向性）を決定
(5)	評価結果の公表	評価年度末に、評価結果を公表
以下は「今後の取組」を「今後の方向性に基づく取組を進める」とした事業が対象		
(6)	改善の取組	評価結果を踏まえて、改善の取組に着手【各所属】
(7)	取組状況の公表	評価年度以降、3か年の各年度末に取組状況を公表

※ 事務局…事業評価の事務局（企画財政部行政経営課）

4. 各事業のシートについて

3. (5)評価結果の公表

令和〇年度 事業評価シート

1. 基本情報

所属名

事業名称

実施機関
(名称・住所・支所等)

事業開始年月日

最終改正年月日

事業目的
(目的・達成したいこと)

事業概要
(事業を実施するに至った経緯・要因)

これまでの経緯
(特筆事項・成功・失敗例、サービス内容などの経緯の説明)

対象者

内容（目的・手段・効果等、サービス内容など）

2. 事業実績

事業費
(単位：千円)

対象施設・交付件数など

当初予算額

予算（現込）額

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

事業評価シート

3. 交付税、国・県補助の有無

交付税措置

国・県補助

上乗せ・繰出し

有無

(別添の場合) 名称・内容

4. 業務量

常勤職員

合計年度任用職員

再任用(%)

再任用(人)

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 → 合計0.6人(0.3人×0.3人×0.3人)

令和〇年度事業評価 評価結果

所管課

事業名称

(1) 自主点検で整理した経緯・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）
(2) 追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

評価結果

評価結果

事業評価シート、評価結果については、評価を行った年度時点での情報です。

令和 7 年度事業評価については、令和 7 年度時点での情報が記載されています。

令和7年度事業評価 対象事業一覧（20事業）

No.	所属名	事業名 1	事業名 2	ページ
1	地域福祉課	地域福祉バス借上料補助金	—	5
2	地域福祉課	自立相談支援事業費	—	8
3	障害福祉課	移動支援事業費	—	11
4	地域包括ケア推進課	成年後見制度普及事業費	—	14
5	地域包括ケア推進課	介護人材バンク事業費	—	17
6	地域保健課	自殺対策事業費	—	20
7	児童相談所開設準備課	子育て世帯訪問支援事業費	—	23
8	保育入園課・保育運営課	保育所建物賃借料補助金	—	26
9	保育入園課	就職支援事業費（政策経費）	—	29
10	保育入園課	一時預かり事業費	—	32
11	保育運営課	こども送迎センター事業費	—	35
12	療育支援課	心身障害児援護施設運営費補助金	船橋市障害児通所施設運営費補助金	38
13	商工振興課	工業振興支援事業補助金	—	41
14	住宅政策課	居住支援事業費	—	44
15	教育総務課	I C T 支援員派遣事業費	—	47
16	指導課	文化クラブ対外行事参加費補助金	—	50
17	指導課	スクールロイヤー活用事業費	—	53
18	保健体育課	学校体育活動事業費	—	56
19	青少年課	青少年育成団体活動費補助金	—	59
20	生涯スポーツ課	スポーツ協会事業費補助金	船橋市スポーツ協会事業費補助金	62

令和7年度 事業評価シート

所属名	福祉サービス部 地域福祉課
-----	---------------

1. 基本情報

事業名称	地域福祉バス借上料補助金	
実施根拠	船橋市地域福祉バス借上料補助金交付要綱	
事業開始年月日	令和4年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的	貸切バスを借り上げて視察、研修又は社会福祉に関する活動を行う団体（以下「団体」という。）の事業活動を促進し、地域福祉の増進を図るため。	
事業概要	団体が行う視察、研修、社会福祉に関する活動に要する貸切バスの借上料の一部を助成する。	
実施背景	社会福祉バス事業（社会教育課）、老人クラブ借上料補助事業（高齢者福祉課）、老人クラブ等バス事業（高齢者福祉課）、福祉バス事業（市社協・地域福祉課補助事業）を行財政改革の観点から統合することになった。	
経緯	既存のバス事業は、事業内容や利用団体は類似・重複しているが、窓口が分かれ、利用手続きや利用者負担などが異なって設定されていたため、分かりやすく使いやすい事業とした。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	町会・自治会、老人クラブ、いきいき同窓会・学部生、民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、障害福祉団体、その他福祉活動を行う団体	【補助額】バス借上料の1/2 【限度額】40,000円 【要件】1団体につき1年度当たり2回まで、参加者は15人以上でなければならない

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額		18,000,000円	8,000,000円	4,000,000円
	うち一般財源		18,000,000円	8,000,000円	4,000,000円
	決算(見込)額		1,137,700円	1,918,100円	2,452,200円
対象者数・件数など	交付件数		29	49	62
	交付団体数		25	46	58

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	7～11月				
業務頻度	都度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工			
	従事者数	6人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	福祉サービス部 地域福祉課
事業名称	地域福祉バス借上料補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
公示運賃の考え方の変化	・運転手不足の解消と安全確保の取組が適切になされるよう貸し切りバスの運賃の基準額について、国が公示運賃の考え方を見直した結果、本制度の見直しの必要性が生じている。	・新たな貸切バス運賃下限額の公示内容等を踏まえた適切な補助水準になるよう要綱改正を行う。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
実績報告書の記載内容	・利用団体の活動が完了したのちに市に提出する実績報告書について、団体によっては実績報告書の活動内容の記載が乏しいものがあり、事業目的に沿った活動であったか確認が難しいものがある。	・地域福祉の増進を目的とした事業活動を行ったと確認できる実績報告書が適切に提出されるよう、利用団体へ事業目的をあらためて周知するとともに実績報告書への適切な記載を求めていく。

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	福祉サービス部 地域福祉課
-----	---------------

1. 基本情報

事業名称	自立相談支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	生活困窮者自立支援法、生活困窮者自立支援法施行規則、生活困窮者自立支援法施行令 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営要領、船橋市生活困窮者支援会議設置要綱	
事業開始年月日	平成27年4月1日	
最終改正年月日	令和7年4月1日	
事業目的	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	
事業概要	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を総合相談窓口と一体的に実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築する。	
実施背景	平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、第5条の規定に基づき、福祉事務所設置自治体について自立相談支援事業の実施が必須となったため、事業を開始。	
経緯	【平成24年度】平成24年12月に市の単独事業として、本庁舎3階に「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」を設置した（相談員全3名）。 【平成25年度】平成25年4月に厚生労働省の生活困窮者自立相談支援事業のモデル事業に採択され、10/10の国庫補助を受けることとなった。 【平成27年度】平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、3/4の国庫負担に変更されるとともに、同法に基づく生活困窮者自立相談支援事業をさーくるの拡大により実施することとなった（相談員全7名）。設置場所を本庁舎近くの民間賃貸物件に移転した。 【平成30年度】設置場所を本庁舎別館1階に移転。 【令和2年度】新型コロナウイルス流行の影響により新規相談件数が増加したことに伴い、相談員を臨時で3名増加（相談員全10名）。 【令和3年度】新型コロナウイルス流行の影響により新規相談件数が増加したことに伴い、相談員を臨時で2名増加（相談員全9名）。 【令和4年度】ひきこもり状態など窓口に来ることが難しい人への支援を強化するため、アウトリーチ支援員2名を新規配置（相談員全9名）。 【令和5年度】令和4年度までは「船橋市総合相談窓口事業業務委託」として、総合相談窓口業務と自立相談支援業務を一体で契約・予算執行していたが、新たに重層的支援体制整備事業を実施することに伴い、総合相談窓口業務と自立相談支援業務を分け、前者は「5663重層的支援体制整備事業費」、後者は「5141自立相談支援事業費」でそれぞれ契約・予算執行することとなった。 【令和6年度】生活困窮者は法的問題を抱えているケースが少なくないことから、千葉県弁護士会と連携し、弁護士から月1回程度、支援に関する助言を得る機会を新たに設けた。また生活困窮者自立支援法の改正を受け、国のモデル事業を活用し、改正法施行に先立って、11月から住まい相談支援員を配置した。 【令和7年度】6月末、設置場所を商工会議所会館1階に移転。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	生活困窮者 他	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。たくさんの課題が複雑に絡み合い、どこに相談したらよいかわからない方。

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	59,418,000円	59,596,000円	54,828,000円	53,014,000円
	うち一般財源	14,856,000円	11,829,000円	13,707,000円	13,254,000円
	決算(見込)額	59,395,080円	61,262,468円	56,535,000円	61,604,000円
対象者数・件数など	新規相談件数	1,677	1,556	1,543	1,552
	電話相談・連絡件数	8,820	9,420	11,867	10,003
	訪問件数	417	322	407	607
	同行支援件数	632	612	712	889
	面談件数	2,272	2,396	2,895	2,889
	配置職員数	17	19	25	29

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	生活保護費（単位費用）
国・県補助	あり	国庫：重層的支援体制整備事業交付金（包括的相談支援事業）3/4
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月～4月				
業務頻度	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	福祉サービス部 地域福祉課
事業名称	自立相談支援事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
相談員の負担増加	・対象・内容を限定せずに受け付けていることから相談件数が多い。 ・相談内容が複雑化、複合化している。 ・電話・窓口に加え、アウトリーチによる相談（訪問支援）も行っている。 ・これらの要因により相談員の負担が増大しており、今後担い手の確保に支障が生じる可能性がある。	・音声マイニングシステムの活用をはじめとしたデジタル化の推進等で相談員の負担軽減を図るなど、持続的に事業が継続できるよう対応を検討する。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
自立支援計画の作成割合	・国が示すKPI（重要業績評価指標）の一つに自立支援計画の作成件数（新規相談件数のうち50%以上）があるが、本市は同指標や全国平均と比較して低位で推移している。	・国が示すKPIに近づけられるよう、自立支援計画の作成件数が低位で推移している要因を調査し、必要に応じた改善を図る。

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	福祉サービス部 障害福祉課
-----	---------------

1. 基本情報

事業名称	移動支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（地域生活支援事業）	
事業開始年月日	平成18年10月1日	
最終改正年月日	令和7年4月1日	
事業目的	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎のための支援に対し、その費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。	
事業概要	屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出（移動介護）及び通学通所の送迎（通学通所支援）のための支援に対し、その費用の一部を支給する。	
実施背景	＊移動支援は、障害者総合支援法に位置づけられている地域生活支援事業の必須事業となっている。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（市町村の地域生活支援事業） 第七十七条 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 八 移動支援事業	
経緯	1. 平成18年10月1日、「障害者自立支援法」により助成開始 2. 平成25年4月1日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行。対象者に「難病患者等」を追加。 3. 平成27年6月1日、通学通所支援を開始。 4. 平成28年4月1日、報酬単価を変更。（個別支援型移動支援事業において、「身体介護あり」の報酬を一部引き下げ、「身体介護なし」の報酬の一部を引き上げ。） 5. 令和2年4月1日、報酬単価を変更。（令和元年10月より、消費税増税に伴い障害福祉サービス全体で0.44%の増改定が行われることに伴い、移動支援事業においても同様に0.44%の増改定） システム改修を行い、事業費の申請事務のオンライン化を開始。 6. 令和3年4月1日、要綱における「通学通所支援」の社会的理由の一部を追加。 7. 令和4年4月1日、要綱における「身体介護の定義」の要件を変更。 8. 令和4年10月1日、早朝・夜間・深夜帯の支援時において基本単価に上乗せされる「時間帯加算」を創設。 9. 令和7年4月1日、要綱における「発達障害者」の定義を追加。 10. 令和7年10月1日、報酬単価を変更。（障害福祉サービス及び介護保険サービスの報酬単価が令和6年度改正されたことに伴い、地域生活支援事業についてもそれに倣い、増改正を行う）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	身体障害者手帳所持者で全身性障害者（児） （障害程度等級表の肢体不自由の程度が1級に該当する障害者等であって、両上下肢の機能の障害を有する方またはこれに準ずる方）	○移動支援のうち、通学通所支援は左記に加え、以下を満たす必要がある。 ・保護者の疾病、就労等の社会的理由により、ほかの送迎手段や付き添いが得られない ○移動方法 ・徒歩または公共交通機関での移動が基本。 ○利用者負担額 ・世帯の収入状況により、ひと月に支払う利用者負担額の上限が設定される（最大37,200円）。ひと月のサービス費用の1割が利用者負担の上限より低い場合はサービス費用の1割となる。 ○サービスの付随業務 移動支援は利用者が外出（移動）する際にヘルパーが介助をするサービスだが、以下のものについても移動支援中であれば付随する業務として認められる。 ・情報の伝達、代行行為、身体介助、行動障害介助
	身体障害者手帳所持者で視覚障害者（児）	
	知的障害者（児）	
	精神障害者（児）	
	難病患者等（視覚障害者又は全身性障害者に準ずる方）	

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	120,000,000円	122,956,000円	107,052,000円	131,180,000円
	うち一般財源	66,000,000円	67,627,000円	58,880,000円	72,149,000円
	決算(見込)額	104,060,516円	115,568,710円	124,561,167円	126,958,289円
	うち国庫補助金	33,751,000円	35,350,000円	34,103,000円	32,994,000円
	うち県補助金	16,875,000円	17,675,000円	17,051,000円	16,497,000円
対象者数・件数など	移動介護	305人	298人	315人	333人
	通学通所	143人	122人	141人	149人
	うち通学通所	85人	82人	96人	99人
	うち余暇活動	87人	68人	84人	92人
	(重複あり)				

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	【国庫】地域生活支援事業費等補助金 1/2以内 【県費】地域生活支援事業費等補助金 1/4以内
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	1～3月				
業務頻度	常時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.5人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	福祉サービス部 障害福祉課
事業名称	移動支援事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
補助金の支給率	・本事業は障害者総合支援法に位置づけられている地域生活支援事業の必須事業として実施している。 ・国、県からの補助金の補助率がそれぞれ事業費の50%以内、25%以内となっているものの、実際の支給率が令和6年度で約26%、約13%と低位となっている。	・必須事業として取り組んでいる事業であることから、中核市長会等で支給率の向上について要望を行っていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
-----	------------------

1. 基本情報

事業名称	成年後見制度普及事業費	
実施根拠	成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画	
事業開始年月日	令和4年4月1日	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的	認知症、知的障害、その他精神上の障害により判断能力が不十分な人の財産や権利を護るため、司法・福祉・地域関係者が協働する地域の権利擁護を支える地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の包括的な支援体制の構築、成年後見制度の利用促進、制度の広報、啓発を行うこと。	
事業概要	○権利擁護支援等推進協議会 船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定、権利擁護支援の推進、中核機関の設置運営及び地域連携ネットワークの構築を検討する。 ○権利擁護支援定例会議 専門職後見人、地域包括支援センター職員等より寄せられる事例についての検討、成年後見制度の申立てにおける受任調整の協議等を行う。 ○専門職相談 権利擁護の支援者や後見人へ弁護士等の専門職が権利擁護に関する助言を行う。 ○成年後見制度講演会、権利擁護サポーター養成講座、専門職研修、パンフレット配布 市民や専門職等に対し、成年後見制度等の周知、啓発。 ○社会福祉協議会権利擁護支援事業助成交付金 社会福祉協議会に対し、権利擁護に関する事業（日常生活自立支援事業）の人件費の一部を補助。	
実施背景	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とされていることから、令和4年度に船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、事業を拡大した。	
経緯	令和4年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定により事業拡大、中核機関（直営）の設置。 令和5年度 権利擁護サポーター養成講座（令和4年度は障害福祉課で実施）、社会福祉協議会権利擁護支援事業助成交付金を開始。 ※令和3年度の事業費は船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定のための協議会及び以前から実施していた成年後見制度の講演会、パンフレット作成に関する費用。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	専門職後見人、地域包括支援センター職員等	権利擁護支援に関する事例の検討、成年後見制度の申立てにおける受任調整の協議等。
	権利擁護の支援者や後見人	専門職からの権利擁護に関する助言、中核機関による相談支援、研修事業の実施。
	市民	成年後見制度の講演会、権利擁護サポーター養成講座、成年後見制度のパンフレット作成・配布、中核機関による相談支援。
	社会福祉協議会	権利擁護に関する事業（日常生活自立支援事業）の人件費の一部を助成。

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	918,000円	981,000円	4,673,000円	5,361,000円
	うち一般財源	629,000円	759,000円	3,699,000円	4,416,000円
	決算(見込)額	737,453円	727,960円	4,368,886円	5,151,110円
対象者数・件数など	事例検討等件数	-	10	8	14
	専門職相談件数	-	3	3	2
	中核機関相談件	-	148	210	170
	講演会参加者数	40	142	170	132
	養成講座参加者	-	-	24	39

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	障害者総合支援事業費補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、地域医療介護総合確保基金事業費補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度末・年度始め、船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定年度				
業務頻度	毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	2.5人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
事業名称	成年後見制度普及事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
相談体制	・2次相談の内容が専門的であるにも関わらず、対応を市の職員が行っており、人事異動が定期的にあることから、相談対応のノウハウ積み上げが困難。	・国の計画策定や法改正等の動向を注視し、安定的に専門性を確保できる相談体制について検討を行う。
民法改正等の動向	・高齢化の進展や単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加、多様化が見込まれている。 ・このことから、成年後見制度に係る民法改正や制度運用改善等が検討されており、中核機関の役割等にも変化が見られる可能性がある。	

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
-----	------------------

1. 基本情報

事業名称	介護人材バンク事業費	
実施根拠		
事業開始年月日	令和4年2月15日	
最終改正年月日		
事業目的	身近な介護人材確保拠点の運営、職業紹介、人材育成等を実施することで、介護現場の人材の確保、離職率の減少、人材定着を図り、人材不足に悩める現場を少なからず減少させることにより介護サービスの安定した提供体制の構築を進め、もって市の地域包括ケアシステム構築の更なる推進に資することを目的とする。	
事業概要	職業安定法に基づく職業紹介事業を基礎自治体である市が、実施することで、効率的に介護人材を確保する。一般社団法人船橋市医師会に業務委託し、在宅医療・介護に関する相談窓口である「在宅医療支援拠点ふなぽーと」の専門職が求職者と求人施設・事業所とのマッチングを行う。その他付帯事業として、人材バンク機能を有する登録サイトの運営、潜在介護職等の復職に係る研修事業等を行う。	
実施背景	医療、介護等の支援を必要とする方々が増加し、サービスの量の拡充等が求められる一方で、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により労働力確保がさらに困難になる事が想定されている。介護の現場では、継続的な人材不足から、スタッフの疲弊、人材確保に要する多額のコスト、職員の定着率が低く人材が育たない等、事業所運営や適切なサービス提供への影響が懸念される状態となっているため、その問題を解決するための一助として本事業を開始。	
経緯	令和4年度 求職者・登録者を増やすために、介護に興味があるあなたのための研修会を実施。 令和5年度 介護福祉の合同就職説明会PORTに相談ブースを出展 令和6年度 船橋市介護人材無料職業紹介所意見交換会を開催	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	求職者	介護に関する求職の相談受付、職業紹介、研修会の実施、就労後の相談受付 相談受付：平日午前9時～午後5時
	求人登録施設	介護に関する求職者の紹介
	市民	介護に興味があるあなたの研修会

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	6,801,050円	6,256,000円	6,254,259円	6,400,204円
	うち一般財源	3,051,050円	2,506,000円	2,504,259円	2,650,204円
	決算(見込)額	6,681,050円	6,135,409円	6,214,259円	6,360,204円
対象者数・件数など	有効求職数	15	42	48	63
	有効求人数	122	213	313	340
	採用人数	0	5	7	9

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県介護人材確保対策事業費補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度	相談事業（毎日）、介護に興味があるあなたの研修会（年 10 回）				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4人工	0.4人工		
	従事者数	3人	1人		

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
事業名称	介護人材バンク事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
求人と求職の条件のミスマッチ	・本事業を活用した採用人数は毎年増加している。 ・本事業による採用人数 1 人あたりの事業費を民間職業紹介事業者による正社員 1 人の採用にかかる一般的な採用コストと比較しても、本事業の費用対効果は低くはない。 ・本事業では求職者に対し施設への見学の付き添い等のほか、就労後も研修の案内や悩み相談等の支援を行っている。このことから、就労後のミスマッチが発生しにくく、就労者や施設からも事業に対して好意的な意見が聞かれている。 ・一方で未経験者をはじめとした求職者については、施設側も慎重に見極める必要があることから、マッチングにつながらない事例が多く発生している。	・必要な方に活用をしていただけるよう、引き続き求職者や介護事業所に対して、周知を進める。また、求職者側、求人側の意見を聞き、雇用促進に繋がるとような効果的な運営について調査研究を進める。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	健康部 地域保健課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	自殺対策事業費	
実施根拠	自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・ふなばし健やかプラン21（第3次）自殺対策計画	
事業開始年月日	令和2年7月	
最終改正年月日	令和7年4月	
事業目的	船橋市における自殺予防と心の健康維持を目指し、SNSを活用した新たな相談窓口を設置することで、市民が気軽に悩みを相談できる環境を整備し、非対面型支援の充実を図る。これにより自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	
事業概要	船橋市在住・在勤・在学の方を対象に、身近なツールであるSNSを活用して、心身の不調や生活の不安などの悩みに対する相談事業を実施する。	
実施背景	新型コロナウイルス感染症拡大の影響は暮らしから経済まで地域社会全体に及び、健康・経済・生活問題などの不安やストレスから心身の健康を保てなくなり、自殺リスクの高まりにも発展しかねない事態となっていた。対面で相談できる機会が減少していた状況下において、厚生労働省からは非対面型の相談となる電話相談やSNS相談の積極的な実施の検討依頼が出された。このような社会情勢を踏まえ、市や関係団体が実施している電話相談に加え、新たに令和2年7月から、幅広い世代で日常的コミュニケーションツールとなっているLINEを活用した相談窓口事業を開始した。	
経緯	令和6年度までは毎日（平日17時～21時、土日祝休13時～17時）実施していたが、新型コロナウイルス感染症が5類となり対面での相談も再開したことや、千葉県で実施しているSNS相談窓口の相談時間が拡充されたこと、当市における利用者数は減少している実情等を踏まえ、令和7年度からは県が実施していない曜日に絞り、週に4日（月・火・木・金17時～21時）相談窓口を実施している。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市内在住・在勤・在学者	LINE相談

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	17,086,000円	14,664,043円	16,022,000円	16,630,000円
	うち一般財源	4,273,000円	2,873,043円	4,007,000円	8,315,000円
	決算(見込)額	16,042,950円	12,646,268円	12,861,420円	13,349,844円
対象者数・件数など	延相談成立者数	2,255人	1,934人	1,827人	993人
	有効な友だち登録数	1,237人	1,542人	1,468人	1,944人

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置		
国・県補助	あり	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（令和3,4,5年度） 地域自殺対策強化交付金（令和6,7年度）
(国・県補助への) 上乘せ・横出し		

4. 業務量

繁忙期	3月、4月				
業務頻度	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康部 地域保健課
事業名称	自殺対策事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
事業の継続性	本事業は令和２年当時新型コロナウイルス感染症の影響により対面相談の機会が減少していた状況下において非対面型の相談機会の積極的推進が必要とされたことから開始した。 その後の対面相談の再開により、本事業によるSNSを活用した相談件数は令和３年度以降毎年減少しており、令和６年度は前年度に比べ半減している。また、現在では国や県、NPO団体等によるSNS相談事業が複数展開されている。 財源としても令和６年度以後国の補助率が４分の３から２分の１に減少し、市費の支出が倍増している。	事業実施の背景や相談件数の減少、国の補助率の縮小、相談内容の性質を踏まえると見直しのタイミングにあると考えられるため、令和７年度からの相談日数削減後の状況分析と他市の取組を調査の上、今後の事業の継続について検討する。
事業の必要性	SNSによる匿名相談であるため気軽に利用できるメリットがある反面、相談内容は、緊急性の高い案件はなく、生活の相談や傾聴を主な目的とした相談が多い状況にある。県やNPO団体等が行う他の同様の事業との明確な違いはない。	

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	こども家庭部 児童相談所開設準備課
-----	-------------------

1. 基本情報

事業名称	子育て世帯訪問支援事業	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	児童福祉法第21条の9	
事業開始年月日	平成18年6月1日	
最終改正年月日	令和6年4月1日	
事業目的	家事に対して不安や負担を抱える子育て家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事における必要な支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。	
事業概要	家庭児童相談室が支援を行っている家庭及び乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等により、訪問による養育支援を必要とする家庭に対して、食事の準備、後片付け、洗濯、掃除、整理整頓、相談を実施する。	
実施背景	近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められる。	
経緯	令和5年度までは、「養育支援訪問事業」として二つの支援①家事等援助、②専門的相談支援を実施していたが、新たな家庭支援事業が規定されたことにより、①家事等援助を「子育て世帯訪問支援事業」、②専門的相談支援を「養育支援訪問事業」として、運用している。令和6年度より、子ども・子育て支援交付金交付要綱が変更となり、基準額が基本分に加え、利用世帯の所得区分に応じた加算分が対象となっている。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	家庭児童相談室が支援を行っている家庭	利用者負担0円、単価6,000円/1回あたり、限度額：設定なし。
		3ヵ月を1クールとし、最大4クールまで。
		対象家庭について、会議にて必要性を判断する。
		内容：食事の準備、後片付け、洗濯、掃除、整理整頓、相談等

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,310,000円	1,534,000円	1,906,000円	2,005,000円
	うち一般財源	436,000円	511,000円	635,000円	668,000円
	決算(見込)額	881,902円	1,676,246円	1,067,080円	624,662円
対象者数・件数など	回	-	-	-	87
	1時間	126	304	310.5	-
	1.5時間	123	198	0	-
	0.5時間	1	0	0	-
	方針会議	14	27	6	7

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	不定期				
業務頻度	随時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.6人工	0.4人工		
	従事者数	3人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	こども家庭部 児童相談所開設準備課
事業名称	子育て世帯訪問支援事業

(1) 自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
利用者負担について	・本事業は、財源として国の交付金を活用しているが、令和6年から国制度が変更され、広く子育て世帯を対象とし利用者の所得区分に応じた利用者負担を想定して補助対象経費が縮小された。自治体によっては所得区分に応じた利用者負担を設定している例がある。 ・本市でも、令和7年7月から母子保健部門において、妊産婦を対象とする利用者からの申請に基づく類似の家事支援事業を行っており、当該事業では所得区分に応じた利用者負担額を設定しており、類似事業間でも違いが生じている。	・本事業は、家庭児童相談室が支援を行っている要保護児童・要支援児童を有する家庭等で特に訪問による家事等支援を必要とする家庭を対象に、家事等支援を行うとともに養育環境等を把握しており、虐待リスクを未然に防ぐことを目的に、利用者負担を求めず、実施している。 ・当事業の目的・性質を踏まえ、今後もこれまでと同様、利用負担を設定せずに事業を継続していく。
庁内の類似事業	・本市の母子保健部門が令和7年度に開始した妊産婦を対象とする家事支援事業が、本事業と目的は異なるが、提供する支援内容が類似しており、国の同じ事業を活用するものでもあるため、将来的に整理や統合の検討が必要になる可能性がある。	・事務やコストの効率化のほか、効果的な実施につながる場合には、整理や統合を図る必要があるが、当面は、事業の目的や性質の違いから、それぞれ別事業として実施していく。 ・ただし、今後の国制度の変化のほか、類似事業の実施状況も注視し、必要に応じて、適宜、事務や委託先の統一などが図れないか、効果的・効率的な実施方法を検討していく。

(2) 追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	地域子育て部 保育入園課・保育運営課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	船橋市民間保育所建物賃借料補助金
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	(市要綱) 船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱 (国通知) 保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付 こ成事第520号） 認可保育所等設置支援等事業の実施について（都市部における保育所等への賃借料等支援事業）（令和5年4月19日付 こ成保第15号）【令和6年3月29日 第三次改正】
事業開始年月日	平成21年7月9日
最終改正年月日	令和5年11月21日
事業目的	建物を賃借し新設保育所を設置する際にかかる賃借料について、公定価格の賃借料加算額を除いた額を補助することにより、保育所の整備を促進し、もって待機児童の解消を図る。
事業概要	建物を賃借して保育所を運営する場合にかかる賃借料（開所後に支払った経費（礼金・保証金等は除く）に限る）を補助する。
実施背景	保育所を設置する土地・建物の賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する目的により事業を開始。
経緯	平成22年度：保育所を設置する土地・建物の賃借料を補助することにより、保育所の設置を促進する目的で、「保育所設置促進事業補助金」として賃借料補助制度を設けた。 平成27年度：上記補助金のうち、建物の賃借料補助については、大幅に待機児童が増加する予測の中、緊急的な対策を図ることを目的に、他自治体で主流となっていた建物賃貸による保育所整備を促進するため、それまでの安心こども基金による補助基準額に市独自に定員数に応じて基準額の上乗せを行うこととして、制度を設計した。 令和4年度：令和4年4月に開所した施設までを補助対象とし、新規適用を停止した。 令和5年4月：組織改正に伴い、子ども政策課から保育入園課（補助金交付：保育入園課、制度設計・新規施設への内示：保育運営課）に事務移管した。 令和5年度：国庫補助の要件に該当する場合に限り、5年間を限度にR6～新規開設園も適用可能とする制度に変更（要綱改正）した。

	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
事業内容	令和6年4月1日以降に新たに開所した保育所等であり、次の各号に掲げる要件を満たすもの。 (1)補助金の交付を受けようとする年度において、千葉県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の適用対象となること。 (2)船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が設置運営事業者として内定した者であること。ほか ※平成21年7月9日から令和4年4月1日までに開所した保育所等に対する補助制度については新規適用を停止している。	【補助率】 3 / 4 【補助金の額】 1年度あたりの補助対象経費※から公定価格のうち賃借料加算に相当する額（各月初日の利用子ども数の合計に一人あたりの賃借料加算の加算額を乗じて得た額とする。以下同じ。）及び寄付金その他収入額を控除した額と、2,200万円とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額 ※1年度あたりの補助対象経費 当該年度において支払う建物賃借料の実額と、当該保育所等の開所時の認可定員×賃借料加算額（当該認可定員区分による単価）×12×3の額を比較し、どちらか低い額 【補助対象期間】 保育所等の開所から5年を経過するまで

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	224,040,000円	228,042,000円	186,753,000円	123,658,000円
	うち一般財源	150,401,000円	146,415,000円	139,533,000円	90,117,000円
	決算(見込)額	195,564,000円	198,413,000円	168,099,000円	108,220,000円
対象者数・件数		補助施設数：37施設	補助施設数：37施設	補助施設数：35施設	補助施設数：24施設

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	千葉県保育対策総合支援事業費補助金（都市部における保育所等への賃借料支援事業）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	

4. 業務量

繁忙期	3月～5月				
業務頻度	週1～2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	地域子育て部 保育入園課・保育運営課
事業名称	船橋市民間保育所建物賃借料補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
大規模開発における局地的対応	今後、市内では複数の地域で大規模開発が見込まれており、該当地域では一時的に保育需要が急増することや、その後も一定期間その状況が継続することが予想されるため、保育所の増設が必要である。一方で、駅前の開発などでは、保育所設置のコスト面の課題が大きく、通常の立地を前提としている現在の補助制度だけでは効果的な保育所整備につながらない可能性がある。	大規模開発等による局地的な待機児童対策について、国の動向や他自治体の先行事例でとられた手法の調査を行い、関連部署と連携を図りながら開発事業者との協議の中で実現可能な方策を検討していく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	地域子育て部 保育入園課
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	就職支援事業費（政策経費）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱	
事業開始年月日	令和4年8月3日	
最終改正年月日	令和7年4月1日	
事業目的	民間事業者と連携して保育士確保に関する市の施策のPRを行い、船橋市内の私立保育園に勤務する保育士の増加を狙う。	
事業概要	民間事業者に対し、業者が展開している保育士求人サイトに船橋市の保育士施策に関する特集ページを作成・掲載してもらう。そのうえで、求職者に対し、船橋市内の私立保育園に勤務するメリットを理解してもらい、保育士の確保につなげる。	
実施背景	船橋市内の待機児童が増え続けている要因の一つに保育士不足が挙げられるため。	
経緯	国の補助金があること、保育士が不足していること等により、令和4年度から開始した。令和7年度から国の補助金の対象及び限度額が変更となったため事業廃止となる。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	保育士バンク（求人サイト）の閲覧者	保育士バンクにおいて、船橋市内の私立保育園に対して展開している施策の紹介
	保育士バンクに登録している方	特集ページの紹介および就職フェア開催を知らせるメールマガジン送付

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額		3,960,000円	3,630,000円	3,630,000円
	うち一般財源		1,980,000円	1,815,000円	1,815,000円
	決算(見込)額		2,772,000円	2,508,000円	2,795,100円
対象者数・件数など	PV数		2,996	5,901	1,828
	UU数			1,116	578
	アクション数			1,039	383
	PV数・・・ページが開かれた数・重複あり / UU数・・・ページが開かれた数・重複なし アクション数・・・ページ内の広告クリック数（園名・応募に進む・詳しく見るのクリック回数） ※令和4年度と令和5・6年度では集計方法に差があり（事業者提供）				

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 (職員の資質向上・人材確保等研修事業-新規卒業者の確保、就業継続支援事業) 令和6年度まで補助率1/2、限度額なし⇒令和7年度から要件が変更となり当該事業は対象外
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	6月				
業務頻度	週1回程度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	地域子育て部 保育入園課
事業名称	就職支援事業費（政策経費）

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
事業手法	・本事業は市内私立保育園の保育士確保のためのPRとして、国補助制度を活用し令和４年度に開始し、初年度及び翌年度は一定数の応募が見られたものの、令和６年度は応募が半減した。また、令和７年度から国の補助制度の対象外となった。 ・そのため令和７年度はこれまでの実績を鑑みて求人サイトへの掲載は行わないものとし、市のホームページのトップにバナーを掲載することや、市内外の学校へ働きかけを行うなど、保育士不足の解消に努めた。今後、より有効的な取組の検討が必要である。	・継続的な保育士確保のために、より若年層へのPRを強化し、令和８年度から他の国補助制度を活用して、SNS（Instagram）による広告発信や、１日保育士体験者に対してのエコバックの配布など、学生等に向けて積極的にアプローチできる方法により保育士確保を目指す。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	地域子育て部 保育入園課
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	一時預かり事業費（幼稚園型Ⅱ）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	児童福祉法 子ども・子育て支援法 一時預かり事業実施要綱（国要綱） 船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業実施要綱 船橋市子ども・子育て支援事業計画	
事業開始年月日	令和3年10月1日	
最終改正年月日	令和7年3月1日	
事業目的	保育の必要性の認定を持った児童を対象とする3歳未満児幼稚園定期預かり事業の実施により、「幼稚園に長時間通わせたい」という保護者の多様な保育需要に対応する。また、保育の受け皿を拡大し、待機児童対策を図る。	
事業概要	保育が必要な満3歳未満のお子様を対象に一部の幼稚園で定期的な預かりを行う。	
実施背景	平成30年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」で幼児教育・保育の無償化後に最も利用したい施設等と現在最も利用したい施設等を伺ったところ、無償化後に最も利用したい施設等を、現在最も利用したい施設等と比べると、実現後は「幼稚園＋預かり保育」が9.7%増となっており、預かり保育を利用しながら幼稚園に通わせたいという需要が高まっている。 こういった保護者の多様な保育需要に応えるため、待機児童対策の一環として令和3年10月より事業を開始。	
経緯	令和3年10月 子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援補助金を活用し、制度創設 古和釜幼稚園において事業開始（満1・2歳） 令和4年4月 みどり台幼稚園において事業開始（満2歳） 令和4年10月 英進幼稚園において事業開始（満2歳） 令和7年4月 船橋ひかり幼稚園において事業開始（満1・2歳）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市在住の満3歳未満（利用開始月の1日時点の年齢）の児童	【要件】保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を船橋市から受けていること 【利用料】月額37,000円以内（給食費込み） 【施設数】4施設 【その他】利用中の児童が3歳の誕生日を迎えた場合は、当該年度末まで継続利用可能

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	6,112,800円	16,714,800円	21,520,400円	23,515,400円
	うち一般財源	2,038,800円	5,572,800円	7,174,400円	8,415,400円
	決算(見込)額	2,159,220円	10,531,950円	13,474,370円	14,695,700円
対象者数・件数など	延べ利用児童数	938人	4,124人	5,259人	5,699人
	施設数	1施設	3施設	3施設	3施設

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金（国補助） 子ども・子育て支援補助金（県補助） （補助率：国 1 / 3、県 1 / 3、市町村 1 / 3）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	障害児加算（利用児童一人あたり日額 3,600円）

4. 業務量

繁忙期	3～4月				
業務頻度	週1～2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4人工			
	従事者数	2人			

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	地域子育て部 保育入園課
事業名称	一時預かり事業費（幼稚園型Ⅱ）

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
待機児童対策としての有効性	令和3年度に事業開始後、実施園の拡大とともに利用児童数も増加傾向にある。保育所・認定こども園・小規模保育事業等に加えて、3号認定子どもの預け先の新たな選択肢となっており、待機児童対策として一定の効果ができていると考えられる。	保育所等だけでなく、就労等の状況によっては、選択肢の一つとして、低年齢児から幼稚園に預けられる事業があることを積極的に周知し、本事業がより積極的に選択されるよう取り組んでいく。
事業に係る費用に対する効果	既存施設や国県の補助を活用しながら、低年齢児から幼稚園を利用できる環境を整備することで、働きながら子育てをする保護者への新たな選択肢の提供を効果的に行うことができている。	幼稚園の活用が進んでいる自治体の状況も参考としながら、国県の補助制度の内容等も注視し、引き続き、効果的な事業実施に努める。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
実施施設の拡大	待機児童対策として一定の効果ができていると認められるため、効果的に実施施設を拡大していくことが求められるが、本事業は補助事業であり、幼稚園の実施意向により実現可能な事業である。 現状、認定こども園への移行や小規模保育事業の実施を検討している幼稚園もあり、既存の施設を活用して実施できる本事業を移行のステップとして検討している施設もある。	今後も実施を検討する施設が出てくると考えられるが、実施すべきかどうかを判断できるように、幼稚園に対して適切に案内をし、本事業の利用者への効果的な周知に努めていく。

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	地域子育て部 保育運営課
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	こども送迎センター事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	(市要綱) 船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱 (国要領) 広域的保育所等利用事業実施要綱	
事業開始年月日	令和4年4月1日	
最終改正年月日	令和7年4月1日	
事業目的	送迎センターで幼稚園の預かり時間外等に保育を行うことで、保育の必要性がある児童が保育所だけでなく幼稚園を選択できる環境を整え、小規模保育事業と幼稚園の接続を円滑にし、新規の2号定員の抑制及び既存施設（幼稚園）の活用を促進する。	
事業概要	「こども送迎センター」を小規模保育事業所に併設し、幼稚園の教育・保育時間前後の預かり保育や、幼稚園休園日に終日の預かり保育を実施することで、小規模保育事業卒園後も就学前まで一貫して保護者が安心して就労等を続けられるよう幼稚園への通園をサポートする。	
実施背景	待機児童対策として、小規模保育事業の整備を進めてきたが、連携施設（3歳以降の受け皿）の設定が保育所では困難であったため、連携施設として幼稚園を利用できるよう、こども送迎センター事業を開始した。	
経緯	令和3年 6月15日 船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱施行 令和4年 2月 1日 一部改正：国要綱で事業運営を委託できるとされたことに伴い、実施主体を船橋市とし、委託事業とした。 令和4年 3月 1日 一部改正：保育の無償化に合わせ原則無償としていたが、幼稚園の預かり保育利用者との負担面の公平性の観点から、利用者負担を設けることができるよう変更した。 令和4年 4月 1日 業務委託開始 令和4年 4月 1日 一部改正：終日預かり保育の実施を送迎先の開園日数により実施しないことも可とし、面積要件を国の実施要綱に合わせた変更をした。 令和6年 4月 1日 一部改正：利用対象を拡大するため教育・保育給付2号認定の児童の受入を開始した。 令和7年 4月 1日 一部改正：送迎先ごとに利用料が異なっていたため、他市の利用料水準に合わせ、利用園に関わらず利用料金の一元化を行った。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市内在住の3～5歳の保育認定があり、送迎先に入園している児童	朝利用 月額1,000円 夕方利用2時間 月額1,000円 夕方利用3時間 月額2,000円

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	7,200,000円	17,015,000円	5,694,000円	5,286,000円
	うち一般財源	3,600,000円	8,507,000円	2,847,000円	2,643,000円
	決算(見込)額	624,000円	5,326,000円	4,951,400円	5,020,000円
対象者数・件数など	朝利用者数		3人	4人	7人
	夕方利用者数		3人	4人	5人

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	保育対策総合支援事業費補助金 広域的保育所等利用事業 補助率：1/2
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月				
業務頻度	2月に1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	地域子育て部 保育運営課
事業名称	こども送迎センター事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
連携施設の確保	現在、送迎先の連携施設が2か所のみであり、財源の裏付けとなる国補助制度の補助対象の要件を維持していくためにも、連携施設の安定的な確保が必要である。	利用児童の動向を注視し、既存の連携施設との関係強化を図る。
利用率の状況	・事業開始から3年度間は定員に空きが生じていたが、令和7年7月時点で定員15名に対して、利用児童は14名と高い利用率となっている。 ・これは事業開始以降に3歳以降の送迎センターの利用を想定して併設の小規模保育事業所に入所した児童が利用し始めたことなどによりと考えられ、今後も高い利用率で推移していくことが予想される。	・直近の利用状況から事業目的に対して、一定の有効性があると考えられる。今後も効果的な事業実施に努めながら、高い利用率が続くかどうか引き続き注視していく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	地域子育て部 療育支援課
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	心身障害児援護施設運営費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市障害児通所施設運営費補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成26年4月1日	
最終改正年月日	令和7年1月1日	
事業目的	市内において児童発達支援センターを設置している社会福祉法人に対し、補助金を交付することにより、設置者の費用負担の軽減を図り、もって通所児の処遇向上及び福祉の増進に資する。	
事業概要	市内で児童発達支援センターを設置している社会福祉法人に対し、障害児通所施設運営費補助金を交付する。職員の待遇改善、通所児への歯科健診、摂食指導に係る経費の補助を行う。	
実施背景	公設公営のさざんか学園が平成27年に閉園し、社会福祉法人さざんか会による民説民営の児童発達支援センターさざんかキッズが開設した。さざんか学園と同水準の職員配置で療育を提供するために運営費の補助を始めた。	
経緯	平成18年にとらのこキッズが開設し、入所者の処遇改善を目的とした運営費を交付。平成26年にそれまでの運営費補助を廃止し、重度加算と職員待遇を合わせた現在の運営費補助金を開始。平成27年のさざんかキッズ開設に伴い対象を拡大し、平成28年には歯科健診補助を統合した。令和3年度には国の制度変更に合わせて重度障害加算を廃止している。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	職員の待遇改善に要する事業費	基準を上回って雇用される職員及び質の高い療育を提供す
	歯科健診に要する事業費	児童に対して歯科医師及び歯科衛生士による歯科健診・
	摂食指導に要する事業費	肢体不自由児クラスに在籍している児童に対して歯科医師

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	86,100,000円	66,443,000円	65,251,000円	59,685,000円
	うち一般財源	86,100,000円	66,443,000円	65,251,000円	59,685,000円
	決算(見込)額	49,283,052円	48,118,696円	48,703,573円	52,132,208円
対象者数・件数など	直接処遇職員 (保育・理学・作業)	8	8	8	7
	補助保育等職員	4	4	4	4
	調理員	2	2	2	2
	送迎運転手職員	2	2	2	2
	言語聴覚士・心理士	3	4	4	4
	理学・作業療法士	1	0	0	1
	音楽療法士	0	0	0	1
	看護師	0	0	0	1

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月、10月、3月				
業務頻度	補助金交付時期				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	地域子育て部 療育支援課
事業名称	心身障害児援護施設運営費補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
障害児通所給付費の報酬改定への対応	・令和6年度の障害児通所給付費の改定では、中核機能強化加算（児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から専門職員の加配体制等や取組に応じて、地域の障害児支援の中核的役割を担うための強化加算として評価されるもの）が創設されるなどしたため、同じく加配を評価する本事業による補助と対象が重複する状況となっており、このような加算の創設や加算要件等の見直しが3年置きの報酬改定で行われており、本事業による補助と複雑な調整を要する状況となっている。	・本事業は、従前の公設公営の施設と同水準の職員配置でサービスが提供されるよう創設したものであるが、近年は、事業者の体制や取組に対する国制度（報酬や各種加算）の充実が図られてきていることから、施設の運営状況や求められる機能などを踏まえて、引き続き、国制度の効果的な活用を図っていく。 ・一方で、補助による調整が複雑化すればするほど、施設側の収入の見通しが立てづらくなるため、報酬改定における見直し等の趣旨が損なわれないよう、わかりやすい制度運用と周知に努めていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	経済部 商工振興課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	工業振興支援事業補助金
実施根拠	船橋市工業振興支援事業補助金交付要綱
事業開始年月日	平成21年4月1日
最終改正年月日	令和7年4月1日
事業目的	中小企業者の経営基盤の安定化と事業活動の活性化を図り、船橋市全体の産業競争力向上と経済振興を促進することを目的とする。
事業概要	「国際規格の認証取得」「エコアクション21の認証登録」「産業財産権の取得」「自社製品の試験データ収集」を行う市内中小企業者を対象に補助金を交付する。
実施背景	平成21年度より、事業統合として、国際規格認証取得事業補助金事業と特許取得支援費事業補助金の2事業をまとめることとなった。併せて、新規で展示会等出展事業とエコアクション21認証・登録事業も追加され、計4事業で「工業振興支援事業補助金」が開始された。
経緯	・平成23年4月1日改正：ホームページ作成支援事業を対象事業に追加した。 ・平成24年4月1日改正：納税の確認として、市税納付状況調査承諾書と法人市民税納税証明書を求めていたが、市税納付確認書のみの提出に変更した。 ・平成25年4月1日改正：自社製品の試験データ収集事業を対象事業に追加した。 ・平成26年4月1日改正：交付請求前に、実績報告書を提出させることとした。 ・平成27年4月1日改正：対象を製造業、建設業、運輸業を営む中小企業者へ限定した。また、一つの中小企業者において、展示会等出展事業及び自社製品の試験データ収集事業については補助金を受けた翌年度は補助金の交付の対象外、ホームページ作成支援事業については補助金の交付を受けた翌年度及び翌々年度に補助金の交付の対象外とした。 ・平成28年4月1日改正：ホームページ作成支援事業を対象事業から削除した。※対象の業種を広げて「ホームページ等活用支援事業補助金」として新規事業を開始、平成31年4月1日付で終了。 ・令和4年4月1日改正：対象を中小企業者（業種を問わない）に変更した。 ・令和7年4月1日改正：展示会等出展事業を対象事業から削除した。※本事業を「海外展開支援事業補助金」と統合し、国内外の展示会等出展事業者を補助する「展示会等出展支援事業補助金」へ変更。制度継続中。

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	中小企業者であって、市内に本社又は事業所等を有するもの（本補助金交付要綱第2条第2項に該当するものを除く）	対象事業：国際規格認証取得事業 対象経費：審査料、登録料、コンサルタント料 補助額：対象経費の3分の1または50万円のいずれか少ない額
		対象事業：エコアクション21認証・登録事業 対象経費：審査料、登録料、コンサルタント料 補助額：対象経費の3分の1または10万円のいずれか少ない額
		対象事業：産業財産権取得・登録事業 対象経費：出願料、出願手数料、審査請求料、登録料 補助額：対象経費の3分の1または15万円のいずれか少ない額
		対象事業：自社製品の試験データ収集事業 対象経費：試験データ外部委託量、試験データ収集に係る施設使用料・分析測定費・機械装置費・材料費・専門家謝金・工事費（設置費・撤去費）その他 補助額：対象経費の2分の1または100万円のいずれか少ない額

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
	うち一般財源	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
	決算(見込)額	1,000,000円	451,000円	971,000円	1,000,000円
対象者数・件数など	補助金を利用した事業者数（市内中小企業者）				
	国際規格認証取得事業	3		2	1
	エコアクション21認証・登録事業				
	産業財産権取得・登録事業		1	1	1
	自社製品の試験データ収集		1		1
	その他（過去の対象事業）	1	1	2	1
	合計	4	3	5	4

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度	申請を受け付けたら随時。予算上限に達するまで行う。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	経済部 商工振興課
事業名称	工業振興支援事業補助金

(1) 自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
補助要件の見直し	産業財産権取得・登録事業のうち、実用新案権の登録に係る補助を行っているが、同権利は登録のみでは権利行使が難しい場合がある。現状、有効性が低いものも補助対象となっている。	有効性が高いものにのみ補助金交付ができるよう、補助交付要件等の見直しを検討する。
補助メニューの精査	エコアクション21の認証登録に関する補助金の活用事例がなく、また同認証制度自体の新規登録が極めて少ない状況にある。	SDGsやゼロカーボンなどの環境問題が全国的に注視されているため、補助対象としては据え置きとし、交付実績や他事業との関連状況、国等の施策の動向を確認しながら、より必要性の高い事業がある場合には、その際に改めてエコアクション21の認証登録支援の必要性等を検討する。

(2) 追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	建築部 住宅政策課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	居住支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市社会福祉協議会居住支援サービス運営費補助金交付要綱 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条、第54条他	
事業開始年月日	平成29年5月	
最終改正年月日	令和2年4月1日（市要綱）	
事業目的	住宅確保要配慮者が抱える居住に関する様々な問題の解決策を協議するため居住支援協議会を設置し、運営に係る事業費を補助することにより、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう支援を行う。	
事業概要	船橋市居住支援協議会運営に係る事業費の補助を行う。	
実施背景	【居住支援協議会】 平成27年度の「住生活基本計画」の改定及び「高齢者居住安定確保計画」の策定にあたり、民間賃貸住宅に高齢者等が転居しようとしたときに、緊急連絡先がないと入居を拒まれるなど様々な課題が指摘がされ、その対応策を協議する場として、平成29年5月に居住支援協議会を設立をした。 居住支援協議会の運営については、船橋市社会福祉協議会が事務局を担っており、相談窓口についても平成29年7月に「住まいるサポート船橋」を船橋市社会福祉協議会に設置をし、相談者の入居につながる支援を行っている。	
経緯	【居住支援協議会】 平成28年3月に「船橋市住生活基本計画」の改定及び「船橋市高齢者居住安定確保計画」策定 平成29年5月に居住支援協議会設立 平成29年7月船橋市社会福祉協議会に住まいるサポート船橋（相談窓口）を設置し事業開始以降、年1～2回居住支援協議会を開催し、入居が困難であった事例等を議題とし解決に向けた協議を行い、住みやすい地域づくりと福祉の向上に寄与している。 【事業費の補助】 平成29年度（設立当初）～運営費・人件費については全額国庫補助金 ※運営費（居住支援協議会の運営及び住まいるサポート船橋の居住支援サービスに係る費用） ※人件費（居住支援協議会の運営及び居住支援サービスを行うための社会福祉協議会職員の人件費） 令和2年度～国庫補助金の減額を受け運営費の不足分を住宅政策課で補助 ※人件費については地域福祉課で対応 令和4年度～国庫補助金の大幅な減額を受け、全額を運営費に充当することとなったが、不足分は住宅政策課で補助 ※人件費については地域福祉課で対応 令和5年度～国庫補助金：居住支援事業人件費、住宅政策課補助：居住支援事業運営費 ※財政課及び地域福祉課（社会福祉協議会の人件費補助所管）と協議のうえ、同年度より国庫補助金は全額居住支援協議会の人件費に充当することとなった。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市社会福祉協議会（居住支援協議会）	居住支援サービスに係る事業に対する補助

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	246,000円	165,000円	2,022,000円	2,020,000円
	うち一般財源	246,000円	165,000円	2,022,000円	2,020,000円
	決算(見込)額	45,899円	69,014円	2,020,000円	2,020,000円
対象者数・件数など	①新規相談ケース数	79件	124件	129件	98件
	②前年度継続件数	18件	16件	14件	23件
	③解決件数	73件	86件	83件	68件
	④次年度継続ケース	16件	14件	23件	19件
	解決割合 ③/(①+②-④)	90%	68%	69%	67%

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	居住支援協議会等活動支援事業補助金（居住支援協議会運営に係る費用が対象になっており、地域福祉課「社会福祉協議会助成交付金」に充当されている）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4～5月、8月、11月				
業務頻度	決算報告時（4月）、パンフレットの校正（5月）総会開催時（8月頃）講演会開催時（11月頃）				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	建築部 住宅政策課
事業名称	居住支援事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
他機関との連携強化	令和４年度を始期とする実施計画では賃貸物件成約件数を目標としていたが、令和６年度から解決割合に目標を改めるとともに、令和６年度以前についてその目標に基づき分析したところ目標値を達成していた。 一方で、相談件数は増加傾向で相談内容は多岐にわたり複雑なケースが多く、解決には関係者間のさらなる連携が必要となっている。	福祉部局で行っている、関係者間でより多くの情報共有を図る「住まい調整会議」へ参加し、相互に培った知見を共有するとともに、市内の不動産店に対し、協力不動産店への登録を促すなどの取り組みを行うことで、居住支援協議会がより有効に機能するよう連携強化を図っていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	管理部 教育総務課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	ICT支援員派遣事業	
実施根拠	なし	
事業開始年月日	令和3年6月1日	
最終改正年月日		
事業目的	GIGAスクール構想実現のため、教育現場でのICTの効果的な利活用を支援すること	
事業概要	学校現場を定期的に訪問し、機器の使用や授業での活用方法のサポートを行うICT支援員と、ヘルプデスクや機器の管理補助など後方支援を行うGIGAスクールサポーターを業務委託にて配置する。	
実施背景	文部科学省より出された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年-令和4年）」にてICT支援員配置の目標が定められたこと、コロナ禍においてICT環境整備が急速に進んだため、活用のサポートを行うICT支援員等の需要が高まったことなどにより実施することとなった。	
経緯	教職員を対象とする。 ICT支援員は令和3年度は5校に1人で17名の配置であったが、令和4年度よりは国の目標である4校に1人の配置とした。 GIGAスクールサポーターは総合教育センターに3名の配置となっている。 令和3年度の開始当初は、慣れていない職員が多く機器の基本的な使い方のサポートが主であったが、現在はICT機器の授業での効果的な活用方法などの支援が増えてきている。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	学校の教職員	ICT機器の使用・活用のサポート

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	108,000,000円	159,000,000円	158,968,000円	168,908,000円
	うち一般財源	96,808,000円	144,507,000円	144,502,000円	160,510,000円
	決算(見込)額	107,305,000円	158,967,600円	158,967,600円	168,762,000円
対象者数・件数	配置人数	21名	24名	24名	24名

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年-令和4年）※ 学校のICT環境整備3か年計画（令和7年-令和9年） ※2年延長し令和6年まで実施
国・県補助	なし	令和6年まではGIGAスクールサポーターに対し補助金があった 公立学校情報機器整備費補助金（令和3年-令和4年） 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（令和5年-令和6年）
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度					
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工				
	従事者数				

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	管理部 教育総務課
事業名称	ICT支援員派遣事業

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
事業の活用	・1人1台端末環境が実現し、ICT利活用のための支援の必要性は増しており、国基準の配置を行っている。 ・本事業によるICT支援員は、授業のサポートや活用方法の提案、情報発信等の活動を行っており、実施計画で以下の指標を設定している。 ①国が実施している「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「授業中にICTを活用して指導する能力」を「できる」と回答した教員の割合 ②ICT支援員の満足度に関するアンケート調査で肯定的に回答した教員の割合 ・それぞれおおむね実施計画上の目標どおりの進捗で推移している。 ①令和6年度目標値80%に対し実績値79.7% ②令和6年度目標値93%に対し実績値92.7%	当面は現在の取組を継続し、授業中にICTを活用して指導できる教員の割合が高まるよう努めていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
事業の活用	・業務の性質上、事業者のノウハウ等に依存しやすいえ、教育委員会では担当者異動等により詳細の把握が難しくなるリスクがある。また、実際にサービスの提供を受けるのが学校（教職員）であり、委託内容や成果に対するコストの適正性等を評価することが難しい。 ・当面は必要な業務内容とコストであると考えられるが、授業中にICTを活用して指導できる教員の割合が一定程度高められた際には、将来的に継続してかけるコストとして改めて検証が必要と考えられる。	他市の同事業の情報収集や学校（教職員）への意見の徴取などを定期的に行い、業務の実態と効果の把握に努め、業務内容が単なる前例踏襲や事業者主導にせず、引き続き支援を必要とする教員などの実態に応じたICT支援の内容となるよう、次回更新時期までに検討を行う。

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	学校教育部 指導課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	文化クラブ対外行事活動補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市小学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱 船橋市中学校文化クラブ対外行事参加費補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成14年5月10日	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的	国、県及び船橋市が主催・共催・後援する音楽、英語及び演劇等、文化クラブに関する大会に学校代表として参加した児童・生徒が在籍する小・中学校の校長に対して、文化クラブ対外行事参加費補助金を交付することにより、文化クラブ活動の充実・発展・振興を図ることを目的とする。	
事業概要	該当学校長が各行事終了後、様式に従い申請をし、その後要綱を基に指導課で支払い事務を行う。文化系の部活動としては音楽部、演劇部、美術部、科学技術部、囲碁・将棋部、英語部等があり、要綱に該当するコンクール、発表会、大会に参加する際に適用している。	
実施背景	本市では毎年、全国大会に出場する学校が多く、文部科学大臣賞を受賞するなど優秀な成績を修めている。また上位大会に進む学校が年々増えており、文化クラブ対外行事参加費補助金は、文化クラブ活動の振興を目的に、各発表会に参加する学校に補助金を交付している。	
経緯	令和4年度からは、市主催行事に中学校が参加する大会の交通費補助を対象外とする一方、関東大会以上に参加した学校に交通費、宿泊費を補助することに加え、大会に係る費用（審査料、参加費等）を補助対象とした。また、令和5年度より、楽器運搬費を一大会につき上限5万円の補助としたことで保護者の負担軽減につながったことが窺える。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	規定する大会に参加した児童・生徒が在籍する小・中学校の校長	【交通費】経済的かつ合理的と認められる交通機関の運賃（上限なし） 【宿泊費】船橋市教育委員会が定めた額（上限14,200円） 【楽器運搬費】関東大会以上の大会が対象（上限50,000円） 【大会参加費】関東大会以上の大会が対象

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	7,000,000円	8,000,000円	9,700,000円	9,700,000円
	うち一般財源	7,000,000円	8,000,000円	9,700,000円	9,700,000円
	決算(見込)額	5,813,060円	10,231,468円	14,841,973円	21,367,452円
対象者数・件数		120件	112件	180件	198件

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	8月～1月				
業務頻度					
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.6人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	学校教育部 指導課
事業名称	文化クラブ対外行事活動補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
補助の範囲設定の必要性	本事業は、保護者の負担を軽減しつつ児童生徒の技術向上・様々な経験や人とのつながりを作り出す等、文化クラブ活動の充実・発展・振興に寄与していると考えられるが、大会参加といえる児童生徒の定義が明確でなく、部員全員を補助対象とすることができてしまうため、近年は部員数の多いクラブの遠征費で、事業費が増加傾向にある。	引き続き事業の目的を果たしつつも、補助上限額の設定や大会参加といえる児童生徒の定義を設ける等、必要に応じて見直しを検討していく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	学校教育部 指導課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	スクールロイヤー活用事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)		
事業開始年月日	令和2年7月1日	
最終改正年月日		
事業目的	学校単独では解決が困難な事案発生時に、法的側面から助言を受け、学校の対応が子どもの最善の利益につながるようにする。	
事業概要	スクールロイヤーから学校が直接法的側面からの助言を得られるようにする対面相談、電話相談及びメールによる相談の相談事業。スクールロイヤーが直接学校に出向き、いじめやSNSの危険等、問題の法的側面から予防教育に関する児童生徒向けの講演を実施する講演・研修事業。	
実施背景	学校において対応すべき事案は、保護者への対応、近隣への対応等多岐にわたる。また、近年学校が対応するのには困難なケースも増えている現状から、法律の専門家に助言を受けられるような体制を作ることにした。	
経緯	令和2年度に成立した事業。市立の小中特別支援学校及び高等学校を対象としている。法的な側面からの助言といった相談活動、いじめやSNSの危険性など問題への法的側面からの児童生徒への予防教育活動を行っている。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市立小中特別支援学校、教育委員会	相談業務
	市立小中特別支援学校、教育委員会	予防教育、職員研修

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円
	うち一般財源	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円
	決算(見込)額	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円	1,650,000円
対象者数・件数など		市内全校、教育委員会	市内全校、教育委員会	市内全校、教育委員会	市内全校、教育委員会
	相談	30件	42件	48件	43件
	出張授業	26回（24校）	24回（24校）	28回（25校）	23回（校）
	教職員研修	3回	1回	5回	2回

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4, 5月				
業務頻度					
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	6人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	学校教育部 指導課
事業名称	スクールロイヤー活用事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
事業の効果的な活用	学校で生じる法的問題が多様化複雑化しており、法的側面からの助言の必要性が増している。現在は学校の課題に通じた弁護士に委託することが出来ており、相談対応や地区での情報交換等により、適切な学校対応に活用されている。	学校現場の負担軽減に有効に活用されており、令和７年度からは相談だけでなく、当事者等との話し合いへの同席対応など体制強化を行うなど、今後も引き続き効果的な活用を図っていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	注視すべきポイントに留意し事業を行う（事業評価の完了）
--------	-----------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	学校教育部 保健体育課
-----	-------------

1. 基本情報

事業名称	学校体育活動事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	文部科学省 学習指導要領	
事業開始年月日	令和2年度	
最終改正年月日		
事業目的	老朽化した学校プールに代わり、スイミングスクール等に水泳授業を委託することで、良質かつ安定的な水泳授業の実施を図る。	
事業概要	プールの老朽化によって自校で水泳学習ができず、近隣に合同利用ができる学校がない場合に限り、民間スイミングスクールへ移動し教員及びスイミングスクールのコーチと協力して学習指導要領に沿った児童の水泳で求められる身体能力を身に付け、水中での安全に関する知識、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと学習を行う。	
実施背景	市内小中学校のプールの老朽化	
経緯	令和2年度より海神南小学校、西海神小学校、行田東小学校を対象とし、近隣のスイミングスクール施設に貸し切りバス等で移動し、教員とともにスイミングスクールコーチによる水泳学習を行う本事業を開始した。翌年、丸山小学校も自校のプールが修繕不可能であり、近隣の学校との共同利用が難しいことから、令和3年度より丸山小学校も対象となった。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	海神南小学校	貸し切りバスによる移動および水泳学習指導委託
	西海神小学校	貸し切りバスによる移動および水泳学習指導委託
	行田東小学校	水泳学習指導委託
	丸山小学校	貸し切りバスによる移動および水泳学習指導委託

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	15,081,000円	14,872,000円	14,520,000円	27,203,000円
	うち一般財源	15,081,000円	14,872,000円	14,520,000円	27,203,000円
	決算(見込)額	12,866,700円	8,967,200円	14,542,462円	25,252,480円
対象者数・件数など	海神南小学校	533人 各学年2回	501人 各学年2回	482人 各学年2回	475人 各学年4回
	西海神小学校	805人 全学年2回	786人 全学年2回	795人 全学年2回	769人 全学年4回
	行田東小学校	532人 各学年2回	470人 各学年2回	435人 各学年2回	424人 全学年4回
	丸山小学校	340人 全学年2回	令和3年業者廃業のため実施なし	317人 全学年2回	291人 全学年4回

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	予算時期、年度始め				
業務頻度	都度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.7人工			
	従事者数	1人			

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	学校教育部 保健体育課
事業名称	学校体育活動事業費

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
事業の効果	民間プールに水泳事業を委託している学校からは、「児童の泳力向上の効果」、「天候に左右されない計画的な水泳指導」、「全体的な安全管理」、「水泳授業に意欲的に取り組む児童が増えた」といった肯定的な意見がある。 一方で、移動が必要となることで、他の授業への影響や引率する教員の負担、移動に伴う児童の負担といった課題も挙げられている。	移動が生じることによるデメリットもあるが、民間プールに委託することによる効果も確認されていることから、当面は自校プールや隣接校の学校プールが使用できない学校で、バスで20分程度圏内に民間スポーツクラブがある場合は、民間スポーツクラブへの委託を継続していく。
安定的な事業の実施	民間スイミングスクールによる水泳学習は、市だけでなく民間幼稚園等の利用も増加してきている。 現在、本事業は年度ごとに事業者との契約を行っているため、先に民間幼稚園等に枠を抑えられるなど、学校スケジュールとの調整に支障が生じている。そのため、夏休み中の水難事故を防止する観点で6～7月中旬に水泳授業を行いたいところ、本事業では9～1月になっているケースもある。	理想的な時期に安定的に水泳学習の機会を確保できるよう、早期から委託先と学校スケジュールとの円滑な調整を行うことが効果的であることから、委託先とも協議のうえ、債務負担行為の設定により、前年度から契約手続きが可能となるよう検討を行う。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
—	—	—

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	生涯学習部 青少年課
-----	------------

1. 基本情報

事業名称	青少年育成団体事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱	
事業開始年月日	昭和55年度	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的	青少年の健全育成に貢献すること	
事業概要	青少年育成団体（船橋市青少年の環境を良くする市民の会、船橋企業警察防犯連絡協議会、船橋市国際親善の会）が行う補助対象事業（青少年交流事業、社会環境浄化活動事業、青少年の非行防止活動事業、広報啓発事業）に対し、補助金を交付することにより、青少年の健全育成に貢献するもの	
実施背景	平成23年の要綱制定以前の経緯については不明。	
経緯	・昭和55年度 青少年の環境を良くする市民の会へ活動費補助金交付開始 ・昭和57年度 船橋市国際親善の会へ活動費補助金交付開始 ・昭和59年度 船橋地区職場警察連絡協議会（現船橋企業警察防犯連絡協議会）へ活動費補助金交付開始 ・平成23年4月1日 活動費補助金から事業費補助金へ変更 船橋市青少年育成団体事業費補助金交付要綱制定 ・平成24年4月1日 補助金交付額を1円単位とする 補助対象経費の一部について補助率4分の3を限度とする	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市青少年の環境を良くする市民の会	補助率：補助対象経費の2分の1 令和7年度予算額：874,000円
	船橋企業警察防犯連絡協議会	補助率：補助対象経費の2分の1 令和7年度予算額：78,000円
	船橋市国際親善の会	補助率：補助対象経費の2分の1 令和7年度予算額：80,000円

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,032,000円	1,032,000円	1,032,000円	1,032,000円
	うち一般財源	1,032,000円	1,032,000円	1,032,000円	1,032,000円
	決算(見込)額	743,245円	760,460円	920,091円	832,265円
対象者数・件数など	対象団体数	3団体	3団体	3団体	3団体

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月～5月				
業務頻度	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	生涯学習部 青少年課
事業名称	青少年育成団体事業費補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
申請方法の検討	現在、申請書等のやりとりは郵送でのみ対応しており、郵送費や書類作成等が各団体の負担となっている。また、提出された書類に不備等があった場合、再提出に時間を要し、その後の交付事務に支障が生じる可能性がある。	申請方法について、現在の郵送のみの対応から、スマート申請等のデジタル化を検討し、各団体の負担軽減および業務の効率化を図る。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
効果的な補助のあり方	・本補助金は、平成20年から21年にかけて設置した補助金制度検討委員会の意見を踏まえて見直しを行った特定団体への補助であるが、見直しから10年以上経過しているため、あらためて効果的な補助となっているか確認すべき時期にある。	今後も継続的に補助を行っていくにあたり、当時の見直しの意図などもあらためて振り返り、事業目的の達成のために効果的な補助となっているか確認を行い、必要に応じた見直しを検討していく。

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------

令和7年度 事業評価シート

所属名	生涯学習部 生涯スポーツ課
-----	---------------

1. 基本情報

事業名称	スポーツ協会事業費補助金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市スポーツ協会事業費等補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成24年4月1日	
最終改正年月日	令和6年4月1日	
事業目的	本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、スポーツ協会（昭和24年度～令和元年度：体育協会）に対して補助金を交付する。	
事業概要	スポーツ協会に対し、市民が参加できるスポーツ大会の開催、指導者及び競技者の育成及び派遣等により、本市における体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に資するため、補助金を交付する。	
実施背景	スポーツ協会は、昭和24年に市長等が発起人となり創設された。 以来、市民の健康保持増進と、体育・スポーツの普及・発展の中核として歩み続けており、市はスポーツ協会が行う事業に補助金を交付している。	
経緯	昭和時代から「船橋市体育協会事業補助」として補助を行ってきたが、平成24年に要綱を制定し、以降はこの要綱に基づいて交付している。なお、交付額等は都度見直している。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	スポーツ協会	・要件 ①指導者及び競技者の育成及び派遣に関する事業 ②体育又はスポーツに関する大会及び講習会の開催に関する事業 ③体育又はスポーツの技術の向上のための調査研究及び情報の収集に関する業務 ④その他体育及びスポーツの発展並びに市民スポーツの推進に必要と認められる事業 ・限度額 ①～④に関する補助対象経費の80%以内

2. 事業実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	うち一般財源	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
	決算(見込)額	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円	10,000,000円
対象者数・件数など	加盟団体数	52	52	52	52
	会員数	33,093	33,546	31,651	34,080

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	通年（特に4、5月、9～11月）				
業務頻度					
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.3人工	1.3人工		
	従事者数	2人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	生涯学習部 生涯スポーツ課
事業名称	スポーツ協会事業費補助金

（１）自主点検で整理した結果・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	点検結果・課題	今後の方向性
スポーツ団体ガバナンスコードの対応	本事業の補助対象である船橋市スポーツ協会はスポーツ基本法に定めるスポーツ団体にあたり、国が示すスポーツ団体ガバナンスコードでは、公的助成を受けるスポーツ団体は団体運営の適正性の確保や会計処理の透明化などが求められている。	国が定めるスポーツ団体ガバナンスコードの趣旨を踏まえた運用を行うよう船橋市スポーツ協会と協議を行うほか、引き続きスポーツ協会だけでなく傘下の加盟団体についても同趣旨に基づいた適切な団体運営が図られるよう、船橋市スポーツ協会に求めていく。

（２）追加で整理した事項・課題、今後の方向性（改善のアイデア・注視すべきポイント）

項目	追加で整理した事項・課題	今後の方向性
効果的な補助のあり方	・本補助金は、平成20年から21年にかけて設置した補助金制度検討委員会の意見を踏まえて見直しを行った特定団体への補助であるが、見直しから10年以上経過しているため、あらためて効果的な補助となっているか確認すべき時期にある。	今後も継続的に補助を行っていくにあたり、当時の見直しの意図などもあらためて振り返り、事業目的の達成のために効果的な補助となっているか確認を行い、必要に応じた見直しを検討していく。

今後の取組み	今後の方向性に基づく取組を進める（事業評価の取組の継続）
--------	------------------------------